

「宇野理論を現代にどう活かすか」Newsletter

(第2期第16号 - 通巻第28号 - 3)

発行：2015年7月27日

投稿論文 3

田中英明

(滋賀大学 tanaka@biwako.shiga-u.ac.jp)

中世・近世の決済・信用機構の基盤と限界

—預金創造・為替契約・引受信用—

『宇野理論を現代にどう活かすか WorkingPaperSeries』

2-16-3

[http://www.unotheory.org/news\\_II\\_16](http://www.unotheory.org/news_II_16)

「宇野理論を現代にどう活かすか」Newsletter

事務局：東京都練馬区豊玉上 1-26-1 武蔵大学 横川信治

電話：03-5984-3764 Fax：03-3991-1198

E-mail: [contact@unotheory.org](mailto:contact@unotheory.org)

ホームページ <http://www.unotheory.org>

# 中世・近世の決済・信用機構の基盤と限界

## —預金創造・為替契約・引受信用—

田中 英明

本稿は、以前の論稿<sup>1</sup>で検討した中世から近世における決済・信用の機構について、商人の展開する機構の一般的な類型として整理し、それぞれの信用機構としての実質的な根拠や直接的な基盤という観点から、内在的な意義と限界を探ろうとするものである。

### 1. 両替商による都市内決済・信用機構

海港都市などの中世の交易中心地では、両替商が決済と信用における銀行機能を展開し、「初期預金銀行」とも規定されている<sup>2</sup>。

膨大な種類の铸貨や地金が持ち込まれ、頻繁な改铸、摩耗、盗削、偽造・模造などに悩まされた交易中心地では、諸铸貨や地金に対する両替商の知識・技能は不可欠であった。铸貨や地金の両替という行為には、そこに含まれる価値額の鑑定という機能が含まれていたのである。両替とは市中で流通する铸貨との交換を意味するが、そうした铸貨もまた摩耗や盗削等の問題を抱えていた。そこで、両替商に铸貨・地金を手渡した際に、その鑑定された価値額に対する請求権を留保しておいて、売買等の支払や決済時に取引相手とともに市場や取引所に隣接する両替商の取引台（banco）に行き、その場で両替商から受け取った貨幣を手渡しするならば、取引相手にとっても鑑別や計量等の取扱費用を節約することになる。さらに、貨幣の受取側も特定の铸貨に具現化することなく、自らの請求権として留保するならば、いわゆる両替商の帳簿上の振替によって支払が完了する。

こうして両替商への請求権は、現実の貨幣よりも純粹で抽象的な価値物となり、購買・支払手段としての機能をも果たすのである。両替商への預託は、特定の铸貨等の保管<sup>3</sup>というよりも、両替商に対する貨幣債権＝預金であり、それゆえに貨幣としての機能を果たす。

---

<sup>1</sup> 拙稿(2012a)(2012b)

<sup>2</sup> Usher(1934) p.399-400

<sup>3</sup> 安全な保管としての預託からは、その滞留の発生から転用可能な貨幣の発生までは示すことができるとしても、その貨幣の所有権は寄託者にあり、両替商がそれを利用する法的根拠は得られない。拙稿(2012b)192頁。

両替商の振替業務が、預託された貨幣額の範囲内であれば、貨幣取扱業務としての機能にとどまろう。しかし実際には、預託貨幣の投融资への転用や、過振、当座貸越などのいわゆる部分準備に基づく預金銀行業務が展開されたことが知られている<sup>4</sup>。

そうした両替商の銀行機能を考察するために、はじめに市中ないし市場全体の商人等の取引主体が相互の全取引をみな一つの同じ両替商の帳簿振替で行ない、そのため購買・支払手段としての貨幣をすべてその両替商に預託していると想定しよう。この場合、両替商の手元の鑄貨・地金に対する請求権は行使されることなく、ただ持ち手を換えていくこととなろう。そこで、両替商が預金設定による貸付や過振の許容などの与信を行えば、取引主体は保有＝預託している貨幣額を越えた購買や支払が可能となる。この与信は最終的には、過振で仕入れた商品の転売等によって受信商人等が返済しうることに基づいており、創造された預金はこの返済還流によって収縮することになる。一般的には取引の拡張は支出が先行し、さしあたり収支を悪化させるので、通常は前貸する貨幣の蓄積を要するのであって、両替商による預金創造が貨幣保有状況の制約を越えた市場取引の柔軟な拡張をもたらしうる実質的根拠は、個別的には与信による時間的猶予のうちに収支を好転しうる商人等の能力、両替商の与信業務全体では円滑な商取引の進行・拡大ということができよう。ただし、この両替商のもとへの決済の集中が不完全で、鑄貨を必要とする小額決済や、他の市場・地域への支払などのために、請求権が行使され預金が引き出されるのであれば、両替商の与信業務は、受信主体の活動に伴う預金引出の動向によって制約されることになる。預金創造による与信の直接的な基盤は、預金の貨幣機能による市場の取引関係の包摂であり、当事者には経験的に感知される預金滞留を規定しているのは、その包摂の限界・部分性ということになろう。他方、包摂が完全ですべての取引が両替商のもとで完結するのであれば、預金創造への直接的制約はなく、実質的根拠が得られるまでの時間的猶予も柔軟なものとなるのである。

もちろん両替商が単一である必然性はなく、複数の両替商が競争している限り、個別両替商のレベルでは、預金が振替によって購買・支払手段として機能しうるのは、直接には同じ両替商に勘定を有する顧客間の取引に限定されてしまう。そのため、預金のうち引き出されずに滞留する部分の比率は一したがって預金債務に対して必要となる貨幣準備の比率も一、個別的な経験に依拠せざるをえない不安定なものとなろう。だが、両替商は互い

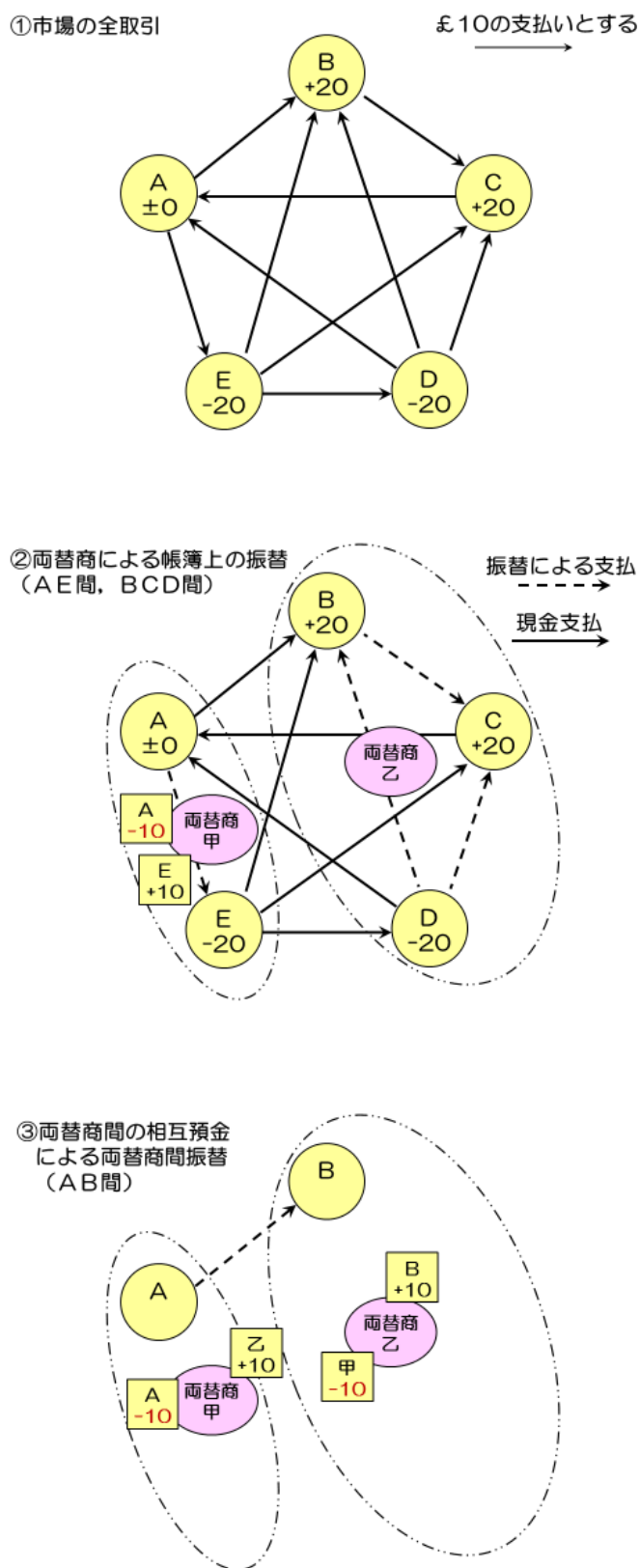
---

<sup>4</sup> 拙稿(2012b)191-197頁。以下の考察の前提となる歴史的な展開については、前記拙稿とそこで挙げられている参考文献を参照されたい。

に市中の他の両替商と勘定を持ち合うことで、異なる両替商の顧客間の振替による支払を実現していた。例えば両替商甲にある預金によって、商人Aが両替商乙の顧客である商人Bに対して支払を行なおうとする場合、まず両替商甲のもとでAの勘定から、甲にある両替商乙の勘定に支払額を振り替える。続いて、甲（の代理人）とBが両替商乙に行き、乙にある甲の勘定から同額をBの勘定に振り替えることで、商人A B間の支払が完了する。こうした取引の結果、いずれかの両替商への貸越が生じた場合には、一定の間隔あるいは金額に達したところで貨幣によって決済された。つまり、その間の商人間の諸支払によって生じる両替商間の債権債務は相殺され、その差額のみが貨幣で決済されたのである。

このような両替商間の相互預金のネットワークによって、両替商への預金の滞留は一定の社会的根拠—相互決済を要する個別の両替商にとっては、やはり経験的にしか感知しえないとしても—を得ることになる。図1のように、市場の全取引が両替商のネットワーク内で振替によって行なわれているとしよう。ここでは簡略化のために市場は5者の商人のみで構成され、矢印の方向にそれぞれ£10の支払がなされると想定されている(①)。甲と乙という二つの両替商がそれぞれ二者(A、E)、三者(B、C、D)の商人を顧客とすると、全体で10回の支払

図1



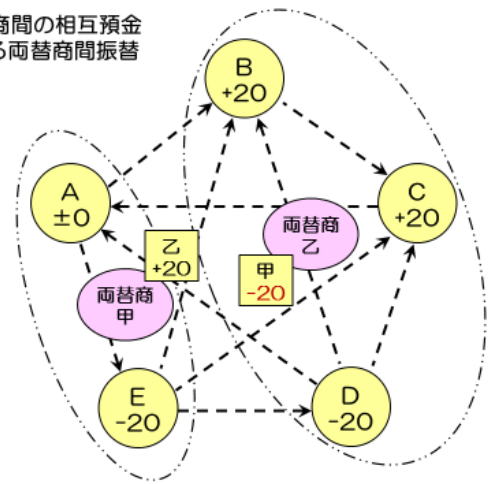
のうち、A E間、およびB C、D C、D B間の四つの支払のみが帳簿上の振替でなされ、他の貨幣による支払のために預金は引き出されることになる(②)。そこで、甲と乙が相互に勘定を持ち、例えばA B間の£10の支払を、甲におけるAから乙への振替と、乙における甲からBへの振替によって、すなわち甲が乙に対し£10の債務を負うことによって実現するといった形で(③)、互いの顧客間の支払もすべて振替でなされるならば、甲は乙に対し£20の債務を負うことになり(④)、この差額決済のみが甲から乙への£20の貨幣支払によってなされることで最終的に全取引が完了する(⑤)。そのため商人は支払のために両替商から貨幣を引き出す必要はなくなり、預金は両替商の元に留まり続けるであろう。

こうして両替商の相互預金による振替決済の機構によって、預金創造の直接的基盤である取引関係の包摂は市場全体へと広がり、個々の両替商の預金が購買・支払手段として

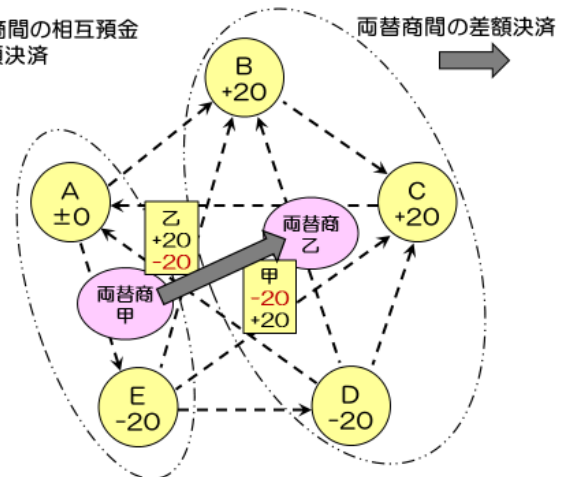
機能することで、先の単一の両替商の想定と同様な与信業務が可能となるのである。個々の商人の勘定は絶えず増減を繰り返し、とりわけ先述のように取引の積極的な拡張は一時的に収支を悪化させることなる。例えば図1のような取引関係が継続するならば、預金が一方向的に増大する商人(B、C)と減少する商人(D、E)が現れることなる。その際、両替商が預金設定による貸付や過振の許容などの与信を行えば、市場取引は貨幣保有量の制約を越えて柔軟に拡張することができる。

ただし、両替商相互間での差額の貨幣による決済が必要であることが、個々の両替商にとっては直接的な与信への制約となる。図1の例では両替商甲にとって乙に対する貨幣での決済の必要が、商人Eに対する与信の継続を制約することなる。両替商の与信に基づき顧客商人が取引を拡張し、収支を悪化させることは、他の両替商に対する債務の増加

④両替商間の相互預金による両替商間振替



⑤両替商間の相互預金と差額決済



につながりやすい。そうした他の両替商の顧客への支払超過が、収支を好転させ返済能力を形成する商人の活動自体によって解消されていくとしても、それには一定の時間経過を要する。したがって、差額決済の必要から両替商間の収支の均衡化が絶えず求められるとすれば、与信の実質的根拠である商人の返済能力の形成、円滑な商取引の進行にも支障が生ずることになりかねない。

しかし両替商の差額決済は一定の間隔で、ないしは一定の金額に達したところで行われ、その間の債権債務の相殺の効率が高められた。このことは、貨幣取扱費用の節約であるとともに、決済までの間、決済尻が黒字の両替商から赤字の両替商へ信用が供与されていたことを意味している。両替商乙における甲への貸越が許容されている間は、乙による預金創造が甲の与信活動を支えていることになろう。

さらに、差額決済が実行される場合でも、その際に黒字主体から赤字主体への信用供与がなされるならば、個々の両替商はさらに時間的猶予を得ることになる。両替商間の決済尻の総計はゼロ和であるため、両替商の決済機構への市場取引の包摂が進み、個々の顧客の預金引出が消極化するとともに、両替商自身も他の両替商への債権を早急に貨幣化する必要性が薄れることは、そうした両替商間の相互貸借の基盤となろう。こうして相互の貸越の許容から、さらに差額決済時の貸借へと両替商間の信用の機構が発展するならば、積極的な商取引の拡張を両替商全体で支えることになり、両替商による決済と信用の機構はそれだけ単一の両替商が市場取引全体を包摂した状態に近づき、効率性と柔軟性を高めることになる。

ところが実際の中世商業都市では、「銀行業者は相互間に相殺によって預金の振替を行う機構を持っていたが、相互間に貸借を行う制度は持っていなかった」のであり、田中生夫はここに「全体としての初期預金銀行の組織上の問題」を見出している<sup>5</sup>。だが他方で、「初期預金銀行」たる当時の両替商のその「初期性」の所以は、アッシャーによりつつ「個別経営体として考えた場合の特質」によって与えている。すなわち、「手形の流通性の未成立と徴利禁止」という「中世的要素」に制約され、小切手の使用や手形割引もなく、「商業企業への投資」による資金運用に依存していた点に「初期性」をみているのである<sup>6</sup>。したがって「これら二つの中世的要素の消滅とともに、初期預金銀行はその形容詞を取去って預

---

<sup>5</sup> 田中(1966)9頁

<sup>6</sup> 同6-9頁

金銀行そのものとなり、さらに発券銀行とな<sup>7</sup>ると、「近代的銀行」の形成が説かれることになる。他方で、「組織上の問題」は、銀行間貸借と中央銀行借入による、銀行の流動性を強化する制度の整備として「近代的銀行」の「確立」の問題として位置づけられている<sup>8</sup>。

しかし、支払手段として利用される預金という「銀行貨幣」の創造の基盤<sup>9</sup>が、上述のように決済機構への取引関係の包摂にあり、すべての取引が内部で完結していることによつて、支払手段を内部で柔軟に創出しうることにあるとすれば、両替商による都市内の決済機構と、遠隔地取引を主軸とした中世商業とのミスマッチにこそ、その信用創造の限界を見いだすべきであろう<sup>10</sup>。両替商による預金創造は、都市内の決済機構に包摂しえない遠隔地取引への与信を担うことができず、そのため預託金を転用した商工業への投資という利潤獲得方法がとられ、決済機構に基づいた両替商間の相互融通の制度も発展しえなかった。そのため両替商の経営基盤は脆弱なものにとどまり、遠隔地取引を担う大商人は、都市内決済機構に柔軟な与信能力を求めるよりも、安定性を重視し、ヨーロッパ南部の商業都市では公立の振替銀行が設立されていく。このように、中世の都市内決済・信用機構の限界は、その個別経営体としての形態というよりも、決済機構への取引関係の包摂における限界にあったとみるべきであろう。

## 2. 為替契約による決済・信用の機構と商人＝銀行家

中世の遠隔地取引における決済と信用の機構としては、隊商商人間の相互融通から発展した為替契約が知られている。為替契約の機構は、商人間の自生的な組織化であり、商人間の分化や専門特化を促進するとともに、それによって為替取引自体も高度化や変容が進んだ。いわゆる14世紀の商業革命以降の為替の機構は、商人間の相互融通を超えて金融的動機による為替売買を取り込み、商人＝銀行家（マーチャント・バンカー）と称される担い手を生み出し、さらには少数の大手商人＝銀行家の運営するクラブ的な独占組織の構成する金融大市を頂点としたシステムへと展開していったのである。

14世紀末の典型的な為替手形の内容は以下のようなものであった<sup>11</sup>。

---

<sup>7</sup> 同10頁

<sup>8</sup> 同9-10頁

<sup>9</sup> アッシャーは単なる「購買力の移転」と区別される「銀行機能」は、要求払預金が「帳簿上の振替や決済のシステムによって有効に使用される」ことで可能となるとしている。Usher (1934) p.399-400。

<sup>10</sup> 拙稿(2012b)191-197頁

<sup>11</sup> ド・ローヴァ(2009)35-36頁

神の御名において。1399年12月18日。ブルナチオ・ヒド商会に本第一手形と引き換えに、ユーザンス払にて、バルセロナ貨 lb.472 10s. をお支払いください。同金額は、1 エキュにつき 10s. 6d. の相場で、リッカルド・アルベルティ商会から受領した 900 エキュに相当します。支払のほどよろしく申し上げます。而して、当方勘定にご記入ください。神のご加護がありますように。

グリエルモ・バルベル

ご自愛を、ブリュージュより。

この手形の振出人のバルベルはフランドルの織物輸出商であり、名宛人であるバルセロナの F.マルコ・ダティーニ商会に対して毛織物の販売を委託していたと考えられている。ブリュージュにて当地の貨幣で直ちに900エキュ受領し、その返済としてバルセロナのダティーニにバルセロナ貨で lb.472 10s の支払を指図する。こうしてバルベルは、委託商品の販売によってバルセロナに積み上がった（ないしは積み上がる予定の）代金の回収を図ったのであろう。ここでは為替は送金手段としての機能を果たしている。しかし同時に、貨幣の受領と返済の間には一定の時間（当時のブリュージュ・バルセロナ間のユーザンスは「一覽後30日」で、この手形が支払われたのは約2ヵ月後<sup>12)</sup>）が存在しており、事実上の貨幣融通としての側面をも有している。そもそも、その時点で実際にバルセロナに勘定を有していたとしても、それをブリュージュにおける貨幣とするためには、送金指図のための通信を含め一定の時間と多額の輸送費用が必要であった。つまり遠隔地の貨幣は、いわば将来の貨幣なのであって、為替契約は遠隔地交易に伴う長期の回転期間を短縮する貿易金融でもあったのである。

そこでこの手形と引換えに資金を提供した側に目を向けると、アルベルティは、フィレンツェを本拠に各地に支店・代理人を置いた当時の代表的な商人＝銀行家であった。商人＝銀行家も商業機能を保持していたのであって、この契約そのものは例えば輸入代金の支払のために、送金手段として組まれた可能性も否めない。だがその場合も、資金提供側が貨幣を受け取るのはユーザンス後なのであって、直ちに貨幣を入手する振出人側とは異なり、回転期間を短縮する効果はない。他方、アルベルティがバルセロナの代理人であるヒ

<sup>12)</sup> 同38頁。なお、14・15世紀の商業の手引によれば、「振出後3ヵ月」というユーザンスも用いられていたようである。これは、両都市間の商業郵便の標準的所要日数(23日)のほぼ二倍の日数に30日を加えたものに相当し、事故・悪天候等による最大所要日数を考慮して、予期せぬ遅れによる不渡りを避けつつ取引の計画性を高める工夫であったと考えられる。大黒(2006)200-204頁。



ド商会に自己宛の為替手形を振り出させるという手法を選んでいたら、即座に送金を実現することが可能であった。こうした為替の売り手・買い手間の非対称性を反映して、2通貨間の為替レートは、一般的にはそれぞれの自国通貨が高く評価される形で成立していたことが知られている。為替購入に、時間的な格差を埋め合わせ、この為替レートの差という「隠れた利子」による金融的動機が含まれることで、為替レートの成立そのものが可能となったのであろう。当時のバルセロナにおける両貨のレートは、1 エキュ=10s 程度で推移しており、例えばバルセロナのヒド商会に返済代金で直ちにブリュージュ宛の為替を購入させた場合、およそ945エキュを受け取る事となる。つまり2ユーザンスで5%程度の収益が期待できたのである<sup>13</sup>。しかし、両都市間の取引関係が一方的なものであれば、この「隠れた利子」を含んでも、商業的な送金手段としての機能のみでは為替相場は成立しえない。また、たとえ長期的・平均的にはバランスした取引関係にある場合でも、日々の短期的な為替需給は「隠れた利子」で調整しうる範囲に留まらないことが多いであろう。ここに、もっぱら金融的動機で為替を売買する「銀行家」の介入の必要性が認められよう。

ド・ローヴァは、為替相場が立てられた都市では、「為替手形はブローカーを介して取引されていた。すなわち、為替の価格、相場は需給の自由な働きによって、当事者の意思とは関係なく、決められていた。規則的に組織された為替市場が存在したことは疑問のないところである」<sup>14</sup>としながら、その「為替取引はイタリアの銀行商会によって独占されていた」<sup>15</sup>としている。商業的動機による為替売買には、先の事例でもフランドルの商人が振出人であったように様々な都市・出身地の商人がブローカーを介して参加していたことからすれば、ここでの「独占」とは、金融的動機から為替売買に加わり、さらに「隠れた利子」が為替レートを規定する過程で裁定的な取引を展開することで、金融的・投機的な利益を得るとともに、限界的な需給の担い手として為替相場を成立させる役割を果たしたのが、主にイタリアを本拠とする商人=銀行家であったことを意味しよう。

その「独占」の基本的な要因は、いち早くヨーロッパ各地に支店・代理人網を展開したのがフィレンツェやルッカなどのイタリア諸都市の商人であったことによるものであろう。為替契約は、他地・他貨での返済によって相手都市へと資金を移転させてしまう。し

---

<sup>13</sup> もっとも、ブリュージュ宛為替の購入がユーザンス後という将来の時点である以上、為替レートの変動の可能性があり確定した利子という訳ではなく、そのことが教会による徴利禁止の対象とならないという根拠の一つともなっていた。

<sup>14</sup> ド・ローヴァ(2009)42頁

<sup>15</sup> 同43頁

かも一方的な取引関係であれば、有利な条件で戻し為替を購入させるのは難しく、むしろ裁定的な取引を通じて、最も有利な運用先へと資金を移転させていくところに為替による利益があるとすれば、商人としての活動を通じて形成されたネットワークと、それによる迅速な情報の入手と伝達が不可欠なのである。

そしてそうした資金の国際的な再配置において、大市の決済機構は特別な意味を有していた。当初は商取引の集中によって一後にはその決済・金融大市としての性格の強化によって一、大市と各都市間の為替取引は厚く、契約の成立が容易であった。しかも、商業都市間の為替では、為替は一般的には商業取引に応じて振り出され、その振出ないしは一覧を起点としたユーザンス払いという一定期間後の決済となるのに対し、大市宛の手形では、年に4回ほどの決済期に集約されていた。そのため、一種のクラブ的な組織で大市の決済機構の運営に参加しているイタリア商人＝銀行家であれば、例えばA地で振り出した大市宛手形と、B地で購入した大市宛手形を容易に相殺させることができた。

この例は、B→Aという資金の移転を、AB間で直接の為替相場が成立していない場合も含めて実現していることになるが、商人＝銀行家にとっては、A地で調達した資金を、大市宛手形の購入しうるいずれの都市の資金でも返済しうるということであり、あるいは、B地で購入した大市宛手形という債権を、その決済日以前に、いずれの都市でも直ちに流動化しうるということでもある。しかも大市のクラブ組織では、為替レートと次の大市までの預託金利とを協議で決定することで、それぞれの債務債権を大市の計算貨幣による評価額として確定させ、新たな為替の振出と大市間預託という相互融通の仕組みも展開されていたのである。こうした大市の決済機構の独占的な運営が、彼らによる為替取引の「独占」を決定づけたのであろう<sup>16</sup>。

このような決済・金融大市のクラブ的な組織を頂点とした、中世の遠隔地商業の決済・信用機構を、先の都市内の両替商による決済・信用機構と対比させてみよう。

両替商の預金が帳簿振替を通じて支払手段として機能したのとは異なり、中世の為替手形は為替契約による一定の資金の融通を証明し、その履行を実行するための手段であって、支払手段ではなかった。そのため、基本的には裏書譲渡や割引もなされなかった。中世商業の主軸である遠隔の都市間交易では、買い手と直接に取引をするのは困難であり、現地卸売商を介する場合でも委託販売の方法が典型的であった。委託商に商品を預け、それが売却されるにしたがい資金が委託商の下での自己の勘定として積み上がるという形で債

---

<sup>16</sup> 拙稿(2012b)199頁

権債務関係が形成された。商人間のコルレス関係が遠隔地交易を支えたのである。為替取引は、こうした遠隔地の資金の利用方法として必要とされたのであるが、都市内のように、同一の相手に勘定を有する者の中で振り替えることで直接に支払や購買の手段として利用しうる状況はごく例外的であった。そこで、旅商間の相互融通として生じた為替契約の利用によって、貨幣輸送等の費用とともに、一方での回転期間の短縮と、他方での利子的な収益とが図られたのである。

したがって、為替の機構は直接に商業的な取引関係を包摂している訳ではなく、信用貨幣の創造基盤を有していなかったが、コルレス関係を基盤とした大商人の金融業務（商人＝銀行家）による柔軟な資金配置の転換によって、二者間では釣合いのとれない都市間での多角的な決済の成立を促すとともに、貨幣の流通速度の増大による資金「創出」を通じ、国際的な商業関係の維持・発展を支える役割を担ったのである。

その際、商人＝銀行家のクラブ組織によって運営された決済・金融大市の決済機構が、都市内には不在であった「銀行業者」の「相互間に貸借を行う制度」として、多角的な相殺とともに、黒字主体から赤字主体への信用供与を実現していた。年4回ほどの決済期という大市宛手形の振出超過分（購入・保有している大市宛手形を上回った振出分）が、決済期日までの事実上の信用供与となっていることに加え、大市での新たな手形の振出や大市間預託によって、決済資金の超過する主体から不足する主体への資金融通がなされることによって、商人＝銀行家の銀行業務は効率性と柔軟性を高めることができたのである。

### 3. 引受信用とアムステルダム振替銀行

こうした中世の決済・信用機構の二類型と対比しながら、17・18世紀にアムステルダムを中心に確立した近世的な決済・信用機構について検討していこう。

手形の流通性の未成立と徴利禁止に制約された、個別経営体としての特質に初期性をみる観点からすれば、そうした「中世的要素」がすでに排除された17世紀初期のオランダでは「預金銀行のための条件は整っていた」ことになり、「オランダの低利」の一端を説明する「かなり進んだ『銀行』の形成」が導かれることになる<sup>17</sup>。ただアムステルダムの「出納業者」が単純な出納代理人にとどまらないのは確かだとしても、過振の慣行が推定されているだけで、それが量的・機構的にどのように利子率の低下に作用したのかは明らかでは

---

<sup>17</sup> 田中(1966)14-15頁

ない<sup>18</sup>。他方、そうした民間の銀行業者や公立のアムステルダム振替銀行が制限され「畸形的」なものとなり、「近代的銀行」の成立に至らなかった理由も、アムステルダムを専制支配した商人の社会的性格の「反射」と指摘されるにとどまっている<sup>19</sup>。

しかし、「銀行信用」の基盤が、決済機構による取引関係の包摂にあり、また、商人＝銀行家という「預金銀行」とは異なる形態の経営体が、貨幣貸付を通じて決済・信用機構を形成していたことからすれば、やはり歴史的な低金利を実現したオランダにおける信用機構の意義や限界についても、全体としての組織や機構という観点からの考察が必要であろう。

ファン・デア・ウェーによれば、手形の流通性は、16世紀の低地諸国、特にアントウェルペンにおいて、債権譲渡の原理による「債務証書」の流通という形で確立した。そして16世紀末に北ヨーロッパでも為替手形の使用が広がり、17世紀の最初の20年間のうちには、アントウェルペンでは為替手形の近代的裏書による譲渡が一般化した。また、16世紀後半には一般化していた債務証書の近代的割引も、17世紀はじめごろにかけて、為替手形にも適用されはじめた<sup>20</sup>。ファン・デア・ウェーはこうしたアントウェルペンの金融技術の革新が「近代割引銀行制度の直接的な先駆的核として知られるロンドン金匠銀行の内国銀行業のすべての芽をすでに内包していた」<sup>21</sup>と評価する。そして他方で、イタリアの商人＝銀行家によって発展させられた伝統的な金融技術の「数世紀にわたる集大成」である振替銀行に、全ヨーロッパ規模で「より完璧なまでに国際的決済を集中」させ、「貨幣の流通速度のいちじるしい加速と、全ヨーロッパの国際収支のより合理的な、より柔軟な均衡」をもたらしたアムステルダムに対しては、なぜ「一段と進んだ技術をもつアントワープに追随しなかったのであろうか」という疑問を投げかけるのである<sup>22</sup>。

ここでも、手形の流通性に基づいて、手形の割引・再割引と銀行券の発行を展開するロンドン金匠銀行やイングランド銀行の個別経営体としての特質に、金融技術の革新の到達点が見いだされ、それとの対比からアムステルダムの「伝統への回帰」が語られている。しかし、アントウェルペン等での「債務証書」の流通そのものは、低地諸国での預金銀行の未発達のために、帳簿振替に代替するものとしての役割を果たしていたのであろう。そ

---

<sup>18</sup> 宮田(1995)14-16頁

<sup>19</sup> 田中(1966)13-15頁

<sup>20</sup> ファン・デア・ウェー(1991)

<sup>21</sup> 同103頁

<sup>22</sup> 同78-79頁

うであるならば、17世紀に生じた為替手形の変容が、都市間の国際的な決済機構においてもたらした意義は、単にその債権譲渡の原理の「適用」というだけでは明らかとならない。上述のように、為替取引は、委託販売を通じた商人間のコルレス関係と、商人＝銀行家のネットワークという二つのコルレス関係の間の機構的な連関を通じた、遠隔地における資金勘定の利用として展開されたものであった。為替手形の裏書譲渡や割引の普及の意味も、そうした商人間の組織や債権債務関係と資金勘定のあり方の変化と結び付けて捉える必要がある。

ロジャーズはイングランドの訴訟記録の分析から、17世紀前半のうちに外国為替手形の支払請求の根拠が、振出人の金銭受領から、支払人による手形引受＝振出人勘定の資金保有の確認・承認の有無へ、すなわち為替契約（資金提供者と振出人との信用関係）から引受信用へと変化したことを明らかにしている<sup>23</sup>。外国為替手形をめぐる法的・慣習的な変化であり、しかもこの時期に形成されたアムステルダムを決済地とした「汎ヨーロッパ多角的決済システム」に包摂されることで、ロンドンを中心とする貿易取引も広域化しつつあったことからすれば、これはイングランド単独の変化ではなく、アムステルダムを中心とした決済・信用機構における変化へのイングランド側の対応とみるべきであろう<sup>24</sup>。

アムステルダムにおける多角的決済の集中は、リヨンのような決済・金融大市の運営によるものではなく、東方貿易（バルト海）と西方貿易（イベリア半島）を一つの貿易ネットワークに統合した「世界の中央貨物集散地」としての地位に基づいたものであった。アムステルダムの商人は、オランダの卓越した海運業を背景に、委託荷を担保とした引受信用の供与によって各地の商品を集積する中継貿易の拠点として、「世界の倉庫」となったのである。

ただし、委託荷を担保とした引受信用そのものは、委託販売の展開にともない中世から一般的にみられる。先の為替手形の実例の場合でも、バルセロナの委託代理商であるダタイニ商会が、実際の販売前にバルベリが振り出した手形の引受をすることも多く、支払期限にバルベルの勘定が不足する場合には、ブリュージュのバルベル宛に為替手形を振り出し、売却していた<sup>25</sup>。ここでは、委託商の引受信用は為替契約による資金供給と結びつく

---

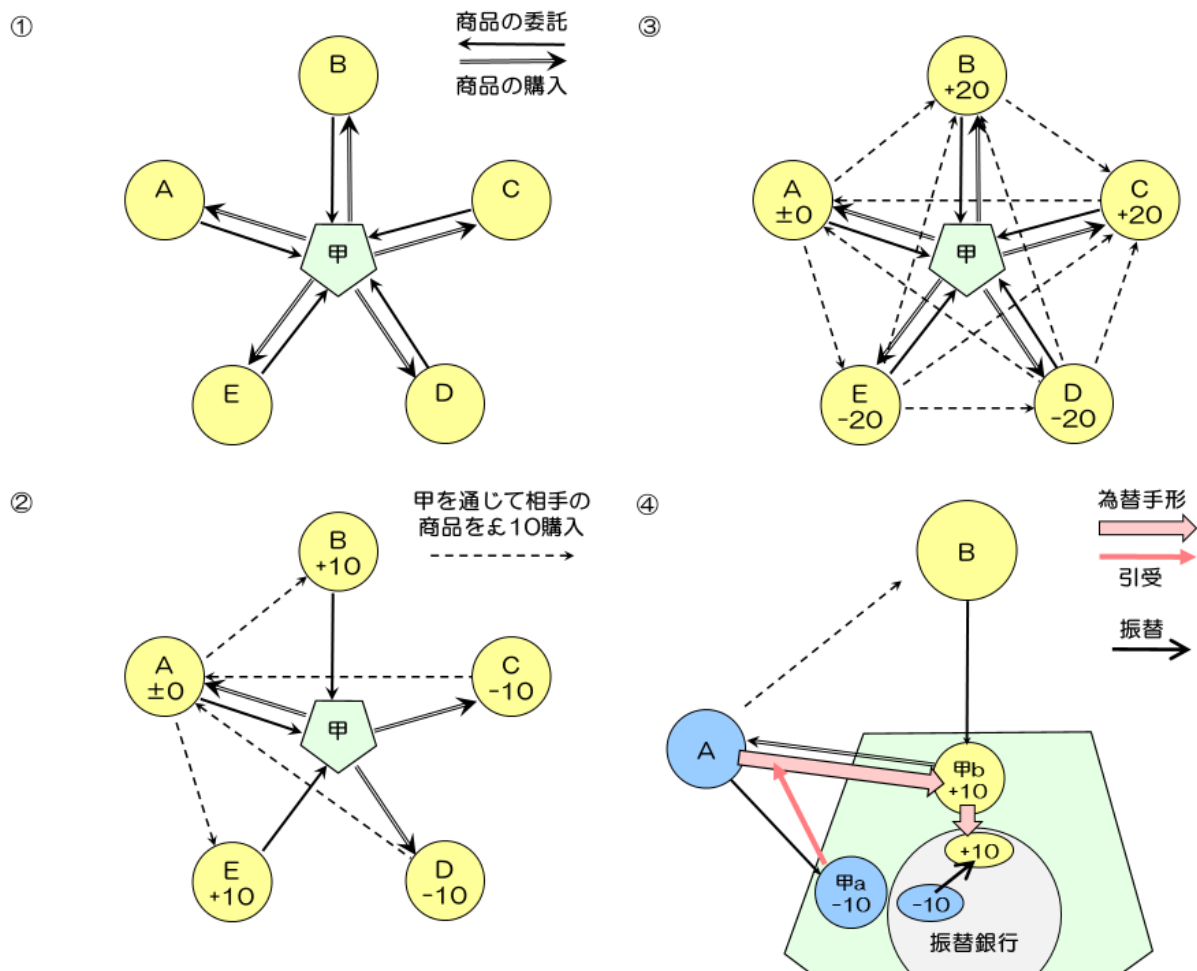
<sup>23</sup> Rogers (1995) p.125-137. 訳129-141頁

<sup>24</sup> 楊枝(2004)第2章・第3章。なお、内国為替手形の展開とイギリスの金融機構の形成においても、国民経済の形成・発展におけるロンドンの圧倒的な中心性が、ロンドンを通じた国際的な取引の展開とあわせて決定的な役割を果たしているものと思われる。

<sup>25</sup> ド・ローヴァ(2009)36頁

ことで貿易金融を支えていたのであった。引受信用が為替契約から離れて、それ自身が手形支払の根拠となる背景を理解するためには、中継貿易の拠点における資金のあり方を考察する必要がある。

図 2



そこで図2のように、A～Eの各地のみで構成された世界において、その相互のすべての取引が甲での委託販売を経るものと想定してみよう。すると例えばA地の商品の対外販売代金は、甲地の委託商における勘定となる一方で、他地の商品を輸入する過程において、それぞれの甲地委託商への支払が生ずることになる。仮に、A～E、甲がそれぞれ一つの主体に代表されているならば、甲商人を通じてBとEの商品を購入するA商人の支払は、自己の商品のC、Dへの販売によって甲商人のもとに形成された勘定を、B、Eのそれぞれの勘定へ振り替えることで可能となろう(②)。同様にすべての貿易取引の決済は、甲におけるそれぞれの勘定の振替でなされ、各地の商人の収支はさしあたりそれぞれの甲にお

ける勘定の増減となって現われる (③)。その際、収支全体としてはゼロ和となることから勘定全体の増減の生じない甲が、貸越等によって赤字主体に信用供与し、黒字主体が貨幣による送還を直ちに求めない限りにおいては、貨幣による決済に時間的猶予が与えられることになる。都市内における両替商の機構と同様に、中心地甲における商人の勘定に国際的な取引の全体が包摂されることによって、その資金勘定は送還・回収の対象ではなく、そのままいわば「国際通貨」としていずれの地の商品の購入・支払に利用されうるものとなる。そのことを基盤に、甲商人は勘定の創出による与信業務が可能となり、また与信の実質的根拠である貿易取引の円滑な拡張と、直接的な基盤を維持するための収支の均衡化とを確保するための時間的猶予をも獲得するのである。

もちろん、実際には多数の主体、しかも例えば輸入商・輸出商への特化など、専門分化した多様な商人や製造者が国際的な取引に携わっており、引受信用により委託販売を展開する甲の商人も単一ではない。そこで、まず中心地側の決済の機構から考察していこう。委託販売を展開し勘定を有する商人が多数あれば、そうした商人間の決済の機構なしには、多くの支払を単なる振替で実現することはできない。アムステルダムの場合には、ヴェネツィア等に倣い、公立のアムステルダム振替銀行に集中した決済の機構が形成された。A商人は甲商人 a、B商人は甲商人 b をそれぞれ委託代理商としていると想定し、AがBの商品をその代理商甲 b から購入する際に、甲 a における勘定宛に手形を振り出すとすると、その決済は振替銀行における甲 a 口座から甲 b 口座への振替によってなされ、それに応じて甲商人はそれぞれのコルレス先商人の勘定を増減させるのである (④)。ここでは、振替銀行における預金の振替が最終的な支払手段となっており、甲の商人の手形引受は事実上、その預金勘定の存在を確認・承認したものであり、甲宛手形はその預金の振替を実現するためのメディアとして働くことによって、購買・支払の手段として機能している。したがって、委託された商品の実際の販売に先立って引受信用を与える場合には、甲商人はこの決済機構の内部で支払手段として機能する振替銀行の預金をいわば「創造」しているとも言えよう。

このような引受業務の展開によってアムステルダムの商人も「商人＝銀行家」さらには「引受商会」と呼ばれることになるが、引受信用の供与によって手数料（保証料）を取得するのであって、中世の商人＝銀行家のような貨幣融通を行うわけではない。決済機構に

における支払手段の「創造」を基盤とした与信業務なのであった<sup>26</sup>。ただし、この決済機構における国際貿易取引の包摂が完全なものであったとしても、預金そのものを実際に創出するのは振替銀行自身のみであり、また手形割引や当座貸越等を通じた振替銀行と商人＝銀行家との信用関係も存在しなかった。この信用機構の柔軟性は、個々の商人＝銀行家の収支を反映するそれぞれが保有する振替銀行の預金に依存していたのである。

続いて、各地の商人の専門分化と多様性・多数性に考察を広げよう。多くの個別の商人等にとっては、その活動は中心地甲での売買で完結することではなく、循環運動のうちに送金や資金回収の必要性をとまなう。そのため、各地と甲との間での為替取引は依然として必須であり、甲の商人の与信が為替手形の引受という形態をとるのもそのためである。ただ、「世界の中央貨物集散地」としての地位に裏付けされ、「国際通貨」として機能する振替銀行の預金の振替手段である引受手形の売買は、その「国際通貨」としての機能への安定した需要から、商人＝銀行家の金融的・投機的あるいは裁定的な手形業務に依存することなく遂行されよう。中世の為替契約による資金融通への依存は、国際的なコルレス・ネットワークと決済・金融大市のクラブ的運営に依拠した商人＝銀行家による為替業務の「独占」と結びついていた。したがって、為替手形への裏書譲渡の普及は、広範な担い手の為替取引への参入を可能とするものであるとともに、そうした参入需要の十分な存在を前提としてもいるのである。

アムステルダムの商人が引き受けた手形は、直接にアムステルダムへの送金を意図した買い手のみならず、裏書譲渡による購入・支払の手段として、あるいは短期的な利子獲得手段として商品や貨幣と引き換えに受け取られ、転々と持ち手を変えながらアムステルダムに到達し、最終的にその振替銀行での預金振替によって決済される<sup>27</sup>。こうしてアムステルダム宛手形の裏書譲渡は、各地の多種多様な一国際的なネットワークをもたないものも含めた一商人等の商品や貨幣を動員することによって、中心地の振替の機構に直接は包摂しえなかった国際的な支払や送金を、アムステルダム振替銀行の預金振替による決済機構に組み込むものであった。

本稿の課題は、アムステルダムを中心とする国際的な金融機構についても、商人の展開

---

<sup>26</sup> 橋本理博(2015)は、アムステルダム振替銀行の決済業務において「マーチャント・バンカー」が大きな比重を占めていることを明らかにし、彼らの引受金融と結びつくことによって、その預金通貨「バンコ・グルデン」が「国際通貨」としての役割を果たしていたとしている。

<sup>27</sup> 拙稿(2012b)200-202頁



する一般的な決済・信用機構の一類型という観点からその意義と限界を探ろうとするものであった。したがって、共和国時代のアムステルダムにおける「金融活動の成長を擁護する者は、同時代人にも歴史家の間でも、ほとんどいない」<sup>28</sup>とされる、主にオランダの国民経済の形成・発展という観点からなされてきたこの機構に対する評価については、直ちに論ずることはできない。ただし、アムステルダムの商人＝銀行家による引受信用が、自らによる中継貿易から離れ、二国間の直接取引における決済と信用の機能を担ったことによって、中継貿易の衰退の始まった18世紀においても決済中心地としてのアムステルダムの役割が維持されたのであるが、そうした引受信用の機構そのものが脆弱性という構造的特質を孕んでいるという指摘<sup>29</sup>については、稿を改めて検討することとしたい。

ド・フリースとファン・デア・ワウデは、共和国の金融部門に対する非難の大半については「無罪」であるとしつつも、「同部門の不安定さと脆さ」についての批判は正当であるとし、「問題は、共和国が大きな金融部門を発展させたことではなく、同部門に力と安定をもたらす制度を構築できなかった点にある」と結論づけている<sup>30</sup>。先述のように、国際的な決済を集中することで、支払手段として機能する預金を柔軟に創出しえたはずのアムステルダム振替銀行は、商人＝銀行家や他の金融機関との信用関係を構築しなかった。そのため、18世紀後半の二つの金融危機（1763年、1772～73年）の際には、商人間から非常用の準備銀行の設立が提案され、短期間ながら「信用維持基金」が商品や公債を担保とした短期信用貸しを行った<sup>31</sup>。こうした不安定性が、決済・信用機構そのものの不備に起因している側面については、さらに考察を深める必要がある。

その上で次稿では、ロンドンを国内的・国際的な二重の中心として構築されていく近代的な決済・信用機構について、本稿を準備作業とした検討を進めていくこととなる。それは、近世までの機構との類似点や共通性と、相違点や特殊性とを浮き彫りにすることから、商人的な組織性と、産業資本の包摂した社会的生産に基づく社会性との二面性を明確にし、産業資本を前提とする機構として構築されてきた、これまでの市場機構論・信用制度論の蓄積を位置づけ直し、その新たな意義を見いだす試みとなろう。

---

<sup>28</sup> ド・フリース&ファン・デア・ワウデ(2009)143頁

<sup>29</sup> 宮田(1995)19-23頁

<sup>30</sup> ド・フリース&ファン・デア・ワウデ(2009)143-145頁

<sup>31</sup> 同141-142頁

## 参考文献

- 大黒俊二(2006) 『嘘と貪欲—西欧中世の商業・商人観』名古屋大学出版会
- 田中生夫(1966) 『イギリス初期銀行史研究』日本評論社
- 田中英明(2012a) 「商人的機構の「原型」—中世ヨーロッパの為替契約と商人銀行家」『彦根論叢』391号
- 田中英明(2012b) 「セントラル・バンキング論の再考のために—中世後期以降の決済・信用機構とアムステルダム振替銀行」『彦根論叢』394号
- ド・フリース&ファン・デア・ワウデ(2009) 『最初の近代経済—オランダ経済の成功・失敗と持続力 1500-1815』名古屋大学出版会
- ド・ローヴァ(2009) 「為替手形発達史—14から18世紀—(2)」楊枝嗣朗訳 『佐賀大学経済論集』42巻2号
- ファン・デア・ウェー(1991) 「アントワープと16・7世紀のファイナンシャル イノベーション」楊枝嗣朗訳 『佐賀大学経済論集』23巻5号
- 橋本理博(2015) 「18世紀における国際的決済とアムステルダム銀行」『証券経済学会年報(別冊)』49号
- 宮田美智也(1995) 『ロンドン手形市場の国際金融構造—アメリカとの関連における研究』文真堂
- 楊枝嗣朗(2004) 『近代初期イギリス金融革命—為替手形・多角的決済システム・商人資本—』ミネルヴァ書房
- Rogers, J. S. (1995) The Early History of the Law of Bills and Notes; A Study of the Origins of Anglo-American Commercial Law 川分圭子訳 『イギリスにおける商事法の発展—手形が紙幣になるまで—』弘文堂、2011年
- Usher, A. P. (1934) The Origins of Banking : The Primitive Bank of Deposit, 1200-1600. The Economic History Review, vol.4, No.4